

通常規模型デイサービス利用料等

(基本サービス 7 時間～8 時間対象)

単位 (円)

	1 日あたり利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	6,876	688	1,376	2,063
要介護 2	8,119	812	1,624	2,436
要介護 3	9,405	941	1,881	2,822
要介護 4	10,690	1,069	2,138	3,207
要介護 5	11,996	1,200	2,400	3,599

(基本サービス 6 時間～7 時間対象)

単位 (円)

	1 日あたり利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	6,102	611	1,221	1,831
要介護 2	7,200	720	1,440	2,160
要介護 3	8,318	832	1,664	2,496
要介護 4	9,415	942	1,883	2,825
要介護 5	10,533	1,054	2,107	3,160

(基本サービス 4 時間～5 時間対象)

単位 (円)

	1 日あたり利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	4,054	406	811	1,217
要介護 2	4,639	464	928	1,392
要介護 3	5,245	525	1,049	1,574
要介護 4	5,852	586	1,171	1,756
要介護 5	6,447	645	1,290	1,935

※自己負担額は「介護保険負担割合証」にて記載される割合で決定します。

※介護給付費に変更があった場合はご利用者様の負担額を変更する場合があります。

## 各サービス利用料金

単位(円)

サービス内容	利用料金	介護保険提供時の 1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
科学的介護推進体制加算（月）	418	42	84	126
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（日）	585	59	117	176
栄養アセスメント加算	522	53	105	157
入浴介助加算Ⅰ（1日）	418	42	84	126
入浴介助加算Ⅱ（1日）	574	58	115	173
サービス提供体制強化加算Ⅱ（1回） （介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分50以上の場合（常勤換算に基づく））	188	19	38	57
送迎を行わない場合の減算（片道につき） （利用者に対して、その居宅と事業所間の送迎を行わない場合）	▲491	▲50	▲99	▲148

- 科学的介護推進体制加算

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。なお、この情報においては、個人は特定されません。

- 個別機能訓練加算（実施対象者のみ）

機能訓練計画に基づく個別機能訓練を実施した日に算定します。

- 栄養アセスメント加算

利用者ごとの栄養状態等の情報を LIFE を用いて厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたって、栄養状態等の情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。

- 入浴介助加算Ⅰ

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行うことを条件で算定します。

- 入浴介助加算Ⅱ

居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し把握した浴室環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と、計画に沿った支援を行った場合に算定します。

※個々の入浴状況を評価（個浴利用が原則）→加算Ⅱを充足してないご利用者は加算Ⅰを算定します。

- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）

介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たし経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置している場合に算定されます。

上記を要件とし、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に対し、120/1000（12.0%）

を乗じた単位数を算定します。

・その他の費用（全額自費分）

食事代（昼食代、おやつ含む）	1日あたり 790円
オムツ代 （当苑の物を使用した場合）	紙パンツ 100円 紙オムツ 100円 パット 20円
謄写費 複写物の交付を受けた場合	1枚あたり 10円
証明書発行費用	1通につき 100円
喫茶（参加者のみ）	150円／1回
クラブ活動（参加者のみ） （書道・編み物・裁縫等）	100円／月
時間外延長 （8時15分～9時15分、 17時00分～19時00分）	500円／30分
時間外延長時食事代	朝食 320円 夕食 600円
交通費 （通常の事業の実施地域外の場合）	通常の事業の実施地域を超えるところを起点として 片道10km未満 500円／1回 片道10～15kmまで 1000円／1回 片道15km以上5kmごとに上記に500円／1回 加算